

令和4年度 第8回

上島町農業委員会
議 事 録

令和4年11月14日

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------------|--------------|--------------|---------------|-------------------------|-----------|---|---|---|---|---|-------|-------|------|
| 開 | 会 | 令和4年11月14日 13時30分 | | | | | | | | | | | | | |
| 閉 | 会 | 令和4年11月14日 14時30分 | | | | | | | | | | | | | |
| 開 | 催 | 場所 上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール | | | | | | | | | | | | | |
| 現 | 地 | 日 | ① 11/9 10:30 | ② 11/9 14:10 | ③ 11/10 13:20 | | | | | | | | | | |
| | | 時 | ④ 11/10 9:20 | ⑤ 11/9 14:50 | | | | | | | | | | | |
| | 見 | 農 | 業 | ①⑤小西 佳子 委員 | ②⑤村上 穂 委員 | ②⑤岡辺 恒一 委員 | | | | | | | | | |
| | | | 推 | ③砂川 正治 委員 | ④古本 貢 委員 | | | | | | | | | | |
| | | 進 | 委 | | | | | | | | | | | | |
| 事 | 務 | 局 | ①②③④⑤能地 建 | | | | | | | | | | | | |
| 出 | 席 | 委 | 員 | 古本 貢 委員 | 小西 佳子 委員 | 竹川 修 委員 | | | | | | | | | |
| | | | | 村上 穂 委員 | 仲平 まゆみ 委員 | 田中 一富 委員 | | | | | | | | | |
| | | | | 砂川 正治 委員 | 西原 邦彦 委員 | 児玉 昭一 委員 | | | | | | | | | |
| | | | | 平岡 修 委員 | 岡辺 恒一 委員 | 濱本 等 委員 | | | | | | | | | |
| | | | | 村上 啓祥 委員 | 青木 俊樹 委員 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 欠 | 席 | 委 | 員 | 森本 隆人 委員 | | | | | | | | | | | |
| 職 | 務 | の | た | め | 出 | 席 | し | た | 者 | の | 氏 | 名 | 藤田 直弥 | 山下 省三 | 能地 建 |
| | | | | | | | | | | | | | 澤村 みか | | |
| 議 | 事 | 録 | 署 | 名 | 人 | 村上 穂 委員 | 仲平 まゆみ 委員 | | | | | | | | |
| 議 | 事 | の | 概 | 要 | 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | | | | | | | | | |
| | | | | | 第1号議案 | 農用法第3条許可申請について(佐島) | | | | | | | | | |
| | | | | | 第2号議案 | 農用法第5条許可申請について(生名) | | | | | | | | | |
| | | | | | 第3号議案 | 農用法第3条許可申請について(岩城) | | | | | | | | | |
| | | | | | 第4号議案 | 農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城) | | | | | | | | | |
| | | | | | 第5号議案 | 非農地証明申請について(生名) | | | | | | | | | |
| | | | | | その他 | 前回の総会審議案件の処理状況について | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容 |
|-------|------|---|
| (開会) | 事務局長 | 定刻となりましたので、ただ今より、令和4年度第8回上島町農業委員会総会を開会致します。 |
| | | 本日は森本隆人委員が欠席です。出席委員数は、農業委員8名、推進委員6名、計14名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。 |
| | | それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。 |
| 会長挨拶 | 会 長 | (開会挨拶) |
| | 事務局長 | それでは、この度、新しく農地利用最適化推進委員に任命された7名の |
| 辞令交付 | 会 長 | 皆様へ会長から辞令書を交付いたしますので、前にお進み下さい。 |
| | | (児玉昭一氏、平岡 修氏、岡部恒一氏、村上啓祥氏、濱本 等氏、青木俊樹氏の順に1人ずつ氏名を呼び、会長席前で辞令書を交付) |
| 日程第1 | 事務局長 | 引き続きまして、今回、初めて総会に参加される委員がいらっしゃいますので、皆様、簡単に自己紹介をお願いします。それでは会長から反時計回りの順にお願いします。 |
| | | (各委員自己紹介 ・ 事務局) |
| | | これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。 |
| | 議 長 | それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。村上穂委員、仲平委員、よろしくをお願いします。 |
| 第1号議案 | 議 長 | それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。 |
| | 事務局 | (内容説明) |
| | | それでは、農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当するときは、許可されません。①権利を取得しようとするものが、申請地含むすべての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとするものが、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合③権利取得後の経営面積が別段の面積を規定する下限面積10アール未満の場合④権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模が、その周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可のすべての要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。 |
| | 議 長 | それでは、現地確認をされました、小西委員の説明を求めます。 |
| | 小西委員 | 11月9日に事務局の能地さんと一緒に見てまいりました。4筆ともきれい |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容 |
|-------|-------|--|
| | | に耕作されていますのでいいんじゃないかと思います。二人は叔父甥の仲なので多分こういう譲渡になったんじゃないかと思います。 |
| 審議 | 議長 | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。 |
| | | ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 採決 | | (全員挙手) |
| | | 全員賛成ということで、許可といたします。 |
| 第2号議案 | | それでは、第2号議案を上程します。農地法第5条許可申請について、事務局から説明を求めます。 |
| | 事務局 | (内容説明) |
| | | なお、本転用申請に係る農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1)農地のすべてを確実に事業の用に供することについては、自動車整備工場として適正な面積でありますので支障ありません。①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりです。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を与えないことについては、被害防除措置計画書に記載のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は満たしていると判断されます。 |
| | | 続いて、「立地基準」は、周辺農地の農業上の利用に支障のない第2種農地に該当し、許可相当であると判断されます。第2号議案の説明は以上です。 |
| | 議長 | それでは、現地確認をされました、村上穂委員、岡辺委員の説明を求めます。 |
| | 村上穂委員 | 11月9日に岡辺委員と現地視察を行いました。場所のほうは県道沿いの岩城橋それから生名大橋に向かう分地にあたる地点で立地はかなりいい。周辺の農地にかかわる問題点は特にないと判断しました。給水下水にかかわる水回りについては公共の上下水道を使用しています。それから雨水に対しては、周辺水路を設置していますので問題はないと判断いたしました。 |
| | 岡辺委員 | 11月9日村上委員と能地さんと現地確認に行っていました。現地は先ほど村上さんが言ったように隣に2件民家があって奥のほうは、管理はされとるけど耕作してないような状況で農業従事者に対して影響を及ぼすような |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容 |
|-------|------|---|
| | | ことはないと思います。排水等については、すでに排水路がありますので問題になるところはないと思います。以上です。 |
| 審議 | 議長 | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。 |
| | | ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 採決 | | (全員挙手) |
| | | 全員賛成ということで、本申請が適正であるとの意見書を添えて県へ進達します。 |
| 第3号議案 | | それでは、第3号議案を上程します。農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。 |
| | 事務局 | (内容説明)それでは、農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当するときは、許可されません。①権利を取得しようとするものが、申請地含むすべての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとするものが、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合③権利取得後の経営面積が別段の面積を規定する下限面積10アール未満の場合④権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模が、その周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合となっており、不許可のすべての要件に該当しないとの判断です。第3号議案の説明は以上です。 |
| | 議長 | それでは、現地を確認されました砂川委員の説明を求めます。 |
| | 砂川委員 | 11月10日昼から事務局の能地さんと一緒に視察に行きました。ここはもととも雑木が生えたようなところを開墾して現状の写真で見ると農地に開墾されております。見に行った時には、灌水設備は見当たらなかったんですが、ここにエンジンポンプとあるんで最初のうちはエンジンポンプでいいと思うんですが、後々灌水設備を設置されると聞いたことがあるんで畑として十分耕作していけると判断しました。 |
| 審議 | 議長 | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。 |
| | | ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 採決 | | (全員挙手) |
| | | 全員賛成ということで、許可といたします。 |
| 第4号議案 | | それでは第4号議案を上程します。農地利用集積計画(案)について、事 |

| 議案番号等 | 答弁者等 | 答弁者等の内容 |
|-------|-------|--|
| | | 務局から説明を求めます。 |
| | 事務局 | なお、農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地のすべてを効率的に耕作すること、②農作業に常時従事すること、年間 150 日以上となっており、すべての要件を満たしていると判断されます。第4号議案の説明は以上です。 |
| | 議長 | 現地確認は私がいたしましたので、説明させていただきます。 11月10日事務局と現地確認させていただきました。現在、写真のように小さい木と雑草が生い茂っているわけなんですけど、周りに本人が耕作している農地がありまして道路のすぐ横ということで交通の便もよろしいですし今後整地するのが大変ですけど条件的にはすぐ近くで作っているし非常に日当たりもいい土地だと思います。以上です。 |
| 審議 | | 以上で説明は終わりです。ご意見ご質問は、ございませんか。 ないようですので、採決に移らせていただきます。それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 採決 | | (全員挙手) 全員賛成ということで、町から諮問された第4号議案に係る計画(案)が適正である旨答申します。 |
| 第5号議案 | | それでは第5号議案を上程します。非農地証明申請について事務局から説明を求めます。 |
| | 事務局 | (内容説明) 農振農用地を非農地として判断する基準として、国から示された、農地法のするための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し「農業振興地域制度に関するガイドライン」で当該土地を農用地から除外しても、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地であること、②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること、以上の非農地の認定基準に該当していると判断されます。第5号議案の説明は以上です。 |
| | 議長 | それでは、現地確認された村上穂委員、岡辺委員、小西委員の説明を求めます。 |
| | 村上穂委員 | 同じ日に視察を行ったんですが事務局が言われた通り現地は20年以上 |

